

京都市告示第150号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について、代表者の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年5月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
中村 文男	山田 勝巳

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐南里町37番地	京都市伏見区醍醐南里町48番地

(文化市民局地域自治推進室)